

市町村のまちづくり

桜川市景観計画の策定

～ 景観の価値を高め、次世代へと継承するために ～

桜川市 都市整備課 主任 市村 悟志

はじめに

桜川市は、茨城県の中西部に位置しています。筑波山系の山々に囲まれ、市の中央部を市名の由来となった一級河川「桜川」が南北に縦断しています。また、市内には約55万本のヤマザクラが自生するなど恵まれた自然環境を背景に「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち桜川」を将来像に掲げ、まちづくりを行っています。

桜川市の主要な景観資源

桜川市の観光交流拠点として大きな役割を担う景観資源は、次の三つがあります。

一つ目は「西の吉野、東の桜川」と並び称された国の名勝「桜川（サクラ）」です。都市公園（特殊公園）である磯部桜川公園を含む一体が国の名勝に指定されており、「桜川のサクラ」は国の天然記念物にもなっています。

二つ目は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された「真壁の町並み」です。江戸時代から続く町割りや伝統的建造物が残る町並みは「真壁のひなまつり」の舞台にもなっており、景観を活かした観光交流拠点の先駆けとなっています。

三つ目は、市土地開発公社が主体となって開発を手掛ける「大和駅北地区」です。「子育て世代向けのデザインされた住区」として、生活環境の潤いを与える付加価値を提供すべく、良好な景観の創出に取り組んでいます。



桜川市の位置



名勝「桜川（サクラ）」（桜川市磯部）



開発中の大和駅北地区（桜川市高森）



真壁の町並み（桜川市真壁町真壁）



■ 景観計画策定の背景

市内には希少な景観資源が存在する一方、市の景観そのものは、あくまでも多彩な景観要素の連続によって構成されています。したがって、希少な景観資源と多彩な景観要素を俯瞰的に捉え、総体として良好な景観の形成を図るための仕組みが望まれました。その実現方策として、令和4年4月1日付で策定されたのが「桜川市景観計画」です。

■ 景観計画区域及び基本方針

希少な景観資源と多彩な景観要素を一体的に考え、連続性のある良好な景観の形成を図るため、景観形成区域は市の全域としました。

基本方針では、景観計画区域の中でも特に良好な景観の形成を図るべき地区を重点地区に位置付け、それぞれの地区に適した届出対象行為と景観形成基準を設定することを明記しました。

■ 重点地区の位置付け

重点地区は、桜川市の主要な観光資源に対応して次の3地区を位置付けています。

【景観形成磯部重点地区】

国の名勝「桜川（サクラ）」とともに一体的な歴史景観を形成する桜川磯部稲村神社の参道を軸とする地区で、茨城県立自然公園条例との適切な連携の下、景観の形成に著しい影響を与え得る規模の行為を届出対象行為として設定しています。

【景観形成真壁重点地区】

伝統的建造物群保存地区をコアとする地区で、伝統的建造物が連なる町並みとの連続性を尊重した風格ある町並みの形成を促すため、これを乱すおそれのある規模の行為を届出対象行為として設定しています。

【景観形成大和駅北重点地区】

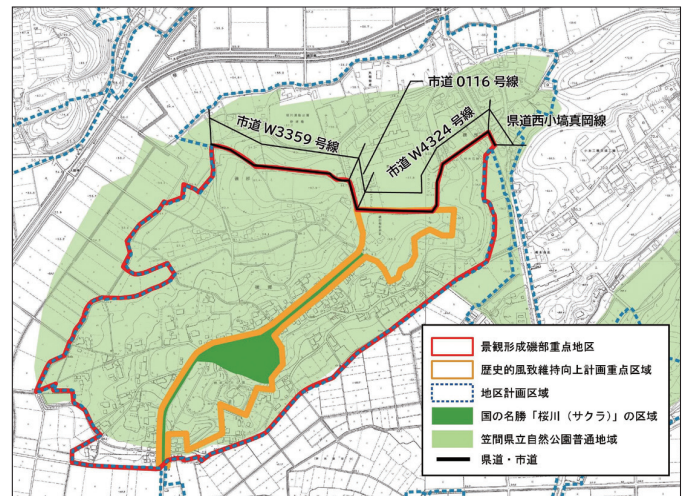
市土地開発公社が開発を手掛けるエリアとともに一体的に展望される地区で、公社の取組を支援し、公社の計画で意図されたデザインを超える規模の行為を届出対象行為として設定しています。

■ 今後の展望

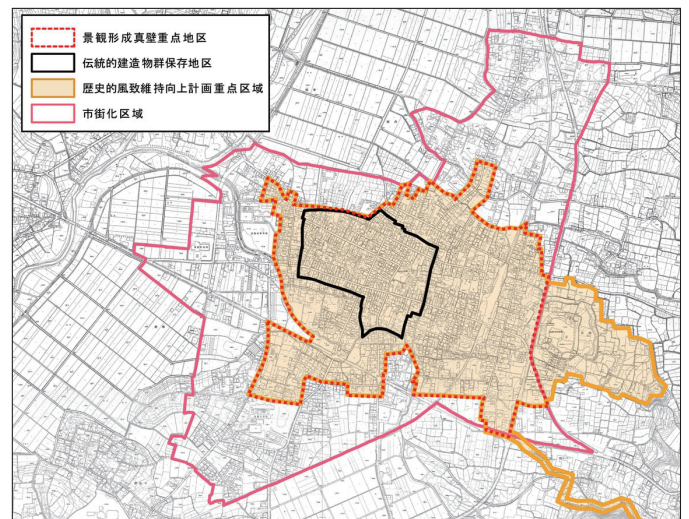
桜川市景観計画を策定し、届出勧告制の運用を開始してから約1年が経過しました。今年4月からは、届出勧告制のコントロールが及ばない一般的な住宅の取得に対して景観形成上のインセンティブを講ずるための助成金制度がスタートする予定です。

桜川市としては、これから景観計画に基づき、長い月

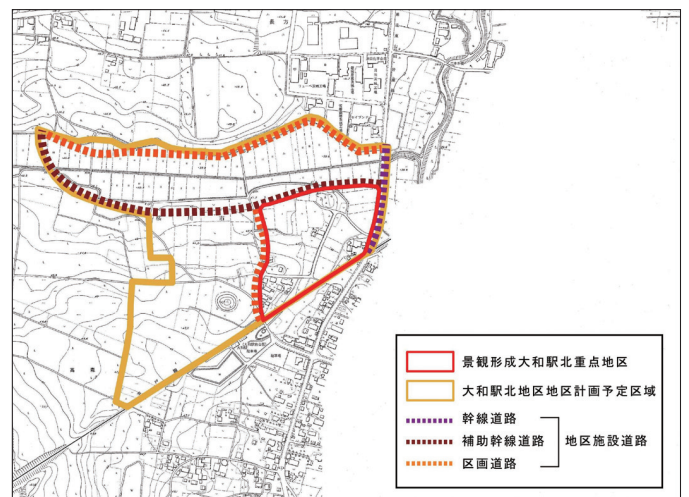
日をかけて市民共有の資産である景観の価値を一層高め、次世代の市民へと継承してゆけるよう努めていきたいと考えております。



景観形成磯部重点地区



景観形成真壁重点地区の区域



景観形成大和駅北重点地区の区域